短 報

「かかわり」につまずくこと

—「むきあうこと」の意味に気付くきっかけとなった事例を通して

高木健志*1

はじめに

日常の場面において精神保健福祉士(以下,PSW)は,その価値にもとづき,クライエントとの「かかわり」のなかで関係を構築していく.

筆者は,現在精神科医療機関で PSW として勤務 している.その中で,入院時から退院後現在まで支 援に関わった 1 人のクライエントである A 氏につい て,特に筆者が PSW としての価値と同時に筆者自 身の感情とのなかで葛藤した経験を持った.

そこで本稿では , クライエントとの関係における 葛藤に焦点を当てて A 氏の事例を振り返り , 援助者 がクライエントそして自らの葛藤と「むきあうこと」 の意義について検討する .

なお,プライバシーを保護するため個人を特定できる事柄については意図的に実際とは変えてあることをあらかじめご了承いただきたい.

事 例

A 氏,30代前半,男性. 生活保護受給中.アパート単身住まい. 家族は,C県に実家があり,実母がいる.

[生活歴]

B県生まれ、幼少時に両親が離婚し、母の実家である C 県 D 市に来る、地元の小中高,専門学校に通い,他県の企業に就職するも 1 年ほどで退職すると,その後,C 県に戻る、独身のころは,生活保護を受給していたこともあった,とのこと、その後妻とは A 氏が28歳の時に結婚した.

入院直前までは,E県の妻の実家のほど近くにアパートにて生活していたとのことで,A氏・妻・娘の3人暮らし.A 氏は仕事はせず,収入は,妻の実家からの仕送りと妻のパート収入であった.(入院時に本人より聞き取った情報)

「現病歴〕

平成×年 月に E 県のクリニックを初診 . うつ病 ,の診断をうける . 以後 ,外来通院をしていたが , 医師から入院をすすめられるものの , 入院するのであれば故郷の C 県がよいと , クリニックの紹介状を持って受診後入院となる .

筆者のかかわりの経過

平成×年 —1月末

妻とともに来院.医師の診察の後任意入院.治療 方針は,薬物療法を中心に治療が始まることとなる.

入院直後,筆者が病棟にてA氏と妻から話を聞くと「この入院をきっかけに,経済的な理由から離婚する」とのこと.しかし入院中の連絡先は,妻にして欲しいと,A氏の妻の話.

経済的には現在借金があり,業者4社から計100万円程度,とのこと.借金の原因については,実母が本氏の名義で借りて作ったものだから返済の意思はない,と話す.

(筆者の印象)

筆者は,A 氏とその妻から話を聴くなかで,本人らの話につじつまの合わない点が見受けられ,注意を払う必要があるという印象を持った.

筆者は,A氏とのこの時期の関係については,A氏の状況についてまだわからない点があることからA氏から事実を聞きだしたいという気持ちになっていたように考える.

平成×年 — 2 月

入院費のことが気になると本人から相談がある.しかし,A氏には「お金のめどはない」とのこと.このため,より正確な状況を把握するために,本人の了解を得て,妻に連絡する.しかし入院以後,妻との連絡はいっさいとれない.

そこで,さらに本人の了解を得て実母に電話連絡 すると,お金は用立てる,とのこと.より詳しく話

^{*1} 特定医療法人富尾会 桜が丘病院

⁽連絡先)高木健志 〒860-0082 熊本県熊本市池田3丁目44-1 特定医療法人富尾会 桜が丘病院

を聞くために来院を願うと,翌週来院される.

A 氏に事前に母の来院を本人に告げるも , 母との 面会は拒否 . 理由は ,「僕を借金地獄に追い込んだ 母の顔を見ると , 殺すかもしれない」とのこと .

そこで A 氏の了解を得た上で筆者と担当看護師と で A 氏の母と面談することとなる .

A 氏の母の話では、「借金は A 氏本人自らが作り、請求は実母しかいない実家に来ている。本人には、このことは伝えていない。本人は、この請求を、母の借金と思っている様子。母は、パート収入の中から、3,000円ずつ、計 4 社に毎月返済している」とのこと。

入院費については,母が本人のために生命保険に加入していて,その入院給付金を充てることができる,ということがわかる.

後日,本人に借金について話を聞くと「(自ら借金した経験は)したことあるようなa,ないようなa」ととぼけてみせるa1.

日常の会話の中からどうやら,本人は,パチンコが好きで,借金は,パチンコで作り,請求先は実母の暮らす実家にしていたことがA氏と筆者との話から明らかになる.しかし,A氏本人には,借金している意識がある様子はないという印象を筆者は持った.

後日,入院費については生命保険の入院給付金で支払っていたが,ある時入院給付金の診断書作成料が滞っていることから,本人に問うと,「母が払うんじゃないですかぁ」とのこと.そこで,本人の了解を得て,母に連絡するとすでに数週間前に本人あてに送金している,とのこと.

あらためて,本人に確認すると「あぁ,ちょっと前に,母から『何か』送ってきてましたねぇ.」といったやりとりが筆者と本人との間でしばしばおこる*2.

(筆者の印象)

日常会話では互いに冗談を交わすことのできるあいだになりながらも,*1,*2のような態度をとりつつ,状況の肝心な部分を隠そうという態度をなぜ A 氏がとるのかその理由が,筆者には理解できずにいた.

そこでは , 筆者は A 氏に「あなたのことを知りたい」という気持ちで関わりを持とうとするのに対して , 一方 A 氏はそのことをまるで試すような言動を繰り返すことに , 筆者は困惑していた .

平成×年 —3月

入院給付金の支給期限が迫ってきたため,生活保護制度の申請を A 氏が希望する.過去に本人は生活保護を受給していた,ということから申請は自ら

おこなう.しかし,住民票が県南の実家にあるものの本人は当院にいることから申請窓口がさだまらない.このため,病棟内で不安感が増し,A氏の感情が時折高ぶりスタッフに攻撃的な言動をしばしば起こす場面があった.

過去に生活保護を受給していた,という申請についての本人の自信と申請さえままならない現実への不安感を募らせていた.また PSW に対しては,病院と社会資源とのあいだの調整を行っているとの A さん自身の認識から,自分の自信と不安感から PSW に対して過度ともいえる期待を示され,ゆえに攻撃的な態度をとる場面もあった*3.

その後,生活保護申請は実家を管轄する役所にて申請受理され,保護開始となる.

(筆者の印象)

筆者は,A氏との関係に困惑を抱きながらも,このことに十分に筆者自身が向きあうことなく,今思えばまるでA氏の思うままの支援を行うことに懸命であった.筆者は,A氏との関わりのなかで,なんともやるせないような,換言すれば不全感を抱いていた

平成×年 — 4月

A 氏は状態も安定もしていることから , 退院後の 住まいをどこにするのかを考えている様子であった .

A 氏は,自分で住宅情報誌や近隣の不動産会社を あたって病院近くのアパートに決める.

この頃から , 落ち着きを取り戻し , 表情は明るくなり , PSW に対する態度も柔らかくなる .

退院にあたっては,本人を中心に病棟看護師と PSW との退院前訪問をおこない,本人の希望する 環境の整備に努めた.

また,退院前にはスタッフ間でカンファレンスを開き,A氏の退院後の生活の見通しについて検討する.この時点では,本人はある程度の生活する技能はある,との結果にいたる.

退院後は,アパートでの生活が始まる.テレビ ゲームを夜中楽しむなどしていた.食事は自炊.パ チンコで日用品費を使い込むときまって「借金返済 したのでお金がない」と訴えていた.

その後,定期的に訪問看護スタッフとともに自宅を訪問.ある日,生活保護費をパチンコに費やしてしまい食事を2日間ほど摂らなかったA氏が脱水症状にあったため,外来受診援助を行う.その後,体調が回復したA氏に,外来受診援助について問うも,PSWの顔を見ることもせず,前を通り過ぎる.(筆者の印象)

筆者は「A 氏のために役立つであろう」手だてに

取り組んだつもりであった.だが,これらの取り組みをはじめ筆者の関わりは,結局 A 氏にとって何の役に立ったのだろうか,という気持ちになった.

考 察

本事例は,A氏の発言に対する疑念,A氏の態度の変化,またA氏の情報の不十分さといったなかで,筆者は違和感を抱きつつ当面の社会資源の調整を行うことでA氏と関わっていった事例である.

そこで,本事例の意味について振り返りたい.

筆者が本事例の経過にそって,どのような気持ちを抱いたのかを整理すると次のようになる.

まず、情報があやふやなことから A 氏に対して違和感を感じた、次に事実と A 氏の言動との間とに差違があることから困惑することとなる、筆者の関わりは A 氏にとって役に立ったのか、という気持ちだけが筆者の胸のなかに残ることとなり、やるせない気持ちを感じ始めた、

そのなかから、いくつかの筆者自身の振り返りの カギが見いだされるのではないかと考えられる.

まず,筆者はA氏のことについて,全て正しいことを知ろうと懸命になることはA氏にとって必ずしも必要であったことなのか,ということである.

筆者は,正しいこと・正確なことを A 氏の口から聞きだすことばかりに関わりの意識がとらわれすぎていたのではあるまいか,と自問される.この思いは,援助者は,自分が味わっている困難感を吟味することによって,援助関係や援助者自身,あるいはクライエントへの理解を進め,援助を建て直すことが可能である1)とするところにつながる重要な点であるといえる.

A 氏がわからないことばかりで, さらに本当のこ

とを話してくれないことに , やっきになっていた . なぜ話をしようとしないのか , それは話ができない 内容からなのか , A 氏にとって筆者は何でも話せる相手であるとは認識されないままであったのか , それらのことにきづくことを避けていたことに気付くことのできた時から本事例は意味のあるものへとなっていくものであると思う .

A 氏との関わりから筆者は,事実は必ずしも真実ではないということについて考えが至るのだが,それを読み解くヒントとして尾崎新は,人生や援助の本質が葛藤,不安,矛盾などの「ゆらぎ」との直面にある以上,現場はやはり「ゆらぎ」に向きあうことから実践と考察をはじめなければならない²⁾ことを示している.

まとめ

本事例は,クライエントに援助者として関わる筆者にとって,いわば不完全なかたちで関わっていったケースであった.援助の全過程にわたって違和感を抱きつつも,その違和感の所在や出所に援助者として直面しようとすることを避けるように,クライエントにとって必要であろうと考える社会資源の調整に終始したものであった.

以上,この事例検討を通して,その過程を整理してみた.筆者は援助者としての未熟さを痛感する一方,このようなかたちで筆者が自身の価値観について向きあうきっかけとすることができた.

本事例で現場のソーシャルワーカーとして取り上げた「かかわる」ということ,つまりソーシャルワーカーの援助とは何かということについて,今後は「援助者とクライエントとの関係」により着目して検討をすすめていきたい.

文 献

- 1) 尾崎新:「ふりまわされる」ということ—援助関係における一つの「ゆらぎに」に注目して. 尾崎新編,「ゆらぐ」ことのできる力—ゆらぎと社会福祉実践,第6刷,誠信書房,東京,157,2002.
- 2) 尾崎新:「現場」のちから―「ゆらぐことのできる力」と「ゆらがない力」. 尾崎新編,「現場」のちから―社会福祉実践における現場とは何か, 初版, 誠信書房, 東京, 383, 2002.

(平成16年11月30日受理)

A Consideration of the Relationship between Socialworker and Client

Takeshi TAKAKI

(Accepted Nov. 30, 2004)

 $\mathsf{Key}\ \mathsf{words}:\ \mathrm{social}\ \mathsf{work},\ \mathrm{PSW}$

 ${\bf Correspondence\ to:\ Takeshi\ TAKAKI} \qquad {\bf SAKURAGAOKA\ HOSPITAL}$

 $Kumamoto,\ 860\text{-}0082,\ Japan$

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.14, No.2, 2005 367–370)